

「白井市障害者計画 2016-2025（中間見直し版）」及び「白井市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」の策定に係る方針

1 策定の趣旨

(1) 白井市障害者計画 2016-2025（中間見直し版）

市町村障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、本市が講ずる障がい者施策に関する基本的な計画として位置付けています。

現行の「白井市障害者計画 2016-2025」の計画期間は平成 28～令和 7 年度の 10 年間ですが、開始後の状況変化等に対応するとともに、上位計画である第 5 次総合計画（後期基本計画・実施計画）及び第 2 次地域福祉計画並びに第 7 次千葉県障害者計画の策定又は中間見直しに合わせて、中間見直し版を策定するものです。

(2) 白井市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき、国が示す基本指針に即して、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供量の見込み及びその確保のための方策等を定めるものです。

現行の「白井市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」の計画期間は平成 30～令和 2 年度の 3 年間ですが、令和 3 年度以降も引続き障害福祉サービス及び障害児通所支援等の計画的な確保を進めるため、白井市障害者計画 2016～2025（中間見直し版）及びその他の上位計画との整合を取りながら、次期計画となる「白井市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」を策定するものです。

2 策定期間

平成 31 年度～令和 2 年度（2 年間）

3 計画の大枠

(1) 計画期間

ア 白井市障害者計画 2016-2025（中間見直し版）

令和 3 年度～令和 7 年度（5 年間）

イ 白井市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画

令和 3 年度～令和 5 年度（3 年間；国の基本指針により、3 年ごとの策定が定められています。）

(2) 計画の構成

各計画の構成及び各章の考え方は次表 1、2 のとおりとします。

ただし、本案は障害者計画等策定委員会における審議結果及び令和 2 年春頃の発出が見込まれる第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の策定に係る国の基本指針等の内容によっては、必要に応じた変更を行うこととします。

表 1 白井市障害者計画 2016-2025 (中間見直し版)

現行計画の構成	中間見直し版の構成及び考え方
第 1 章 序論 (計画策定にあたって) 【p. 3】 1 計画策定の背景と趣旨 2 計画の性格と位置づけ 3 計画の期間 4 計画策定の体制	▶1 に中間見直しのあらまし及び計画策定以降の法改正その他社会動向を追記。
第 2 章 障がいのある人の現状等 【p. 9】 1 障がいのある人等の状況 2 アンケート調査結果の要点	▶1 に策定以降 (H27～31 年度分) の障害者数等の数表を追記。 ▶2 に今回実施するアンケート調査の結果要点及び前回 (H26) 結果との比較結果を追記。
第 3 章 計画の基本的な考え方 【p. 21】 1 計画の目標像 2 計画の基本目標 3 計画の展開 (施策の体系) 4 重点取り組み	▶1～3 は障害者基本法及び市第 5 次総合計画の基本理念に基づき中長期的な視点で策定された部分であるため変更しない。 ▶4 は第 4 章の見直しと併せて、基本目標の達成のため特に必要性が高い施策・事業を再設定する。
第 4 章 具体的な取り組みの内容 【p. 29】 1 地域での自立生活への支援の推進 2 社会参加の支援・促進 3 快適で人にやさしいまちづくりの推進	▶施策の方向ごとに現状と課題の見直しを行ったうえで、障害者計画等策定委員会における審議により、施策・事業の見直しを行う。 (見直しの視点) ○総合計画後期基本計画・実施計画及び地域福祉計画中間見直しの内容 ○これまでの達成状況 ○基礎調査 (アンケート、ヒアリング) 等の結果 ○法改正及び国県ほか社会動向
第 5 章 計画の推進と進行管理 【p. 59】 1 推進・進行管理	▶策定後の運用において特段の問題点等が生じていないため現行どおりとする。
第 6 章 付属資料 【p. 63】	▶用語説明の更新。 ▶中間見直しの経緯を追記。 ▶中間見直し時の障害者計画等委員名簿を追記。

表2 白井市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

現行計画の構成	新計画の構成及び考え方
<p>第1章 序論(計画策定にあたって)【p.3】</p> <p>1 計画策定の背景・目的</p> <p>2 計画の性格と位置づけ</p> <p>3 計画の期間</p>	<p>➤節構成は現行計画を踏襲することとし、内容を最新情報に基づき更新する。</p>
<p>第2章 障がいのある人・難病患者の現状等【p.11】</p> <p>1 障がいのある人・難病患者の現状</p> <p>2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の概要</p> <p>3 「第4期障害福祉計画」の達成状況</p> <p>4 アンケート・ヒアリング調査結果の要点</p>	<p>➤節構成は現行計画を踏襲する。</p> <p>➤1、2は最新の内容に更新を行う。</p> <p>➤3は現行計画の達成状況を掲載する。</p> <p>➤4は今回実施する基礎調査の結果のうち、本計画に関する部分の要点を掲載する。</p>
<p>第3章 計画の基本的な考え方【p.39】</p> <p>1 計画の目標像</p> <p>2 計画の基本方針</p> <p>3 障がいのある人・難病患者の将来推計</p> <p>4 成果目標</p>	<p>➤節構成は現行計画を踏襲する。</p> <p>➤1は本市における障がい福祉全般の目標像を示すもので、障害者計画2016-2025と共通であるため現行計画からの変更はしない。</p> <p>➤2は国の基本指針に沿い、また1及び上位計画との整合をとって、新たな基本方針を設定する。</p> <p>➤3は最新の内容に更新を行う。</p> <p>➤4は国の基本指針によって示される市町村目標に即して設定する。</p>
<p>第4章 計画の内容(各サービスの見込み量等)【p.47】</p> <p>1 活動指標について</p> <p>2 指定障害福祉サービス・相談支援の見込み</p> <p>3 障害児通所支援等の見込み</p> <p>4 地域生活支援事業の見込み</p>	<p>➤節構成は現行計画を踏襲する。</p> <p>➤1は障害福祉サービスの種類等について、最新の内容に更新を行う。</p> <p>➤2~4は、人口推計やこれまでの利用状況等に基づきサービス等の必要見込量を設定したうえで、障害者計画等策定委員会における審議により、その確保のための方策を定める。</p>
<p>第5章 計画の推進と進行管理【p.75】</p> <p>1 推進・進行管理の考え方</p> <p>2 推進・進行管理(評価)の具体的手法</p>	<p>➤節構成は現行計画を踏襲する。</p> <p>➤内容については、現行計画の運用において特段の問題点等が生じていないことから、現行計画の内容を基本として定める。</p>
<p>参考資料【p.81】</p>	<p>➤策定経緯及び障害者計画等委員名簿の更新。</p>

4 策定の体制

(1) 障害者計画等策定委員会

学識経験を有する者、民生委員・児童委員、公共的団体の代表者、障害者団体の代表者及び市民で構成される市附属機関（定員 15 名以内）であり、計画策定に係る事項の調査審議を行います。市は、策定作業の開始に当たって本委員会に諮問を行い、その後の審議内容を反映した計画案を答申として受けます。

(2) 庁内体制

ア 施策・事業所管課

各計画に定める施策・事業についての原案作成を行います。

イ 事務局（障害福祉課）

障害者計画等策定委員会の運営に係る事務のほか、アンケート調査その他の市民意見収集、原案作成に係る所管課との調整、施策・事業以外の部分の原案作成等の実務を行います。

(3) 市民及び関係者等の意見の反映

障害者計画等策定委員会の設置のほか、各計画に反映すべき課題やニーズを把握するための基礎調査（市民アンケート調査及び障害者関係団体等への意見ヒアリング）、計画素案に対するパブリック・コメントを実施し、得られた意見を計画案に反映します。

また、障害者総合支援法第 88 条第 9 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 9 項の規定に基づき、第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画については、計画案に対する意見を白井市地域自立支援協議会に求めるものとします。

(4) 計画の決定

障害者計画等策定委員会から答申された計画案について、白井市事務決裁規定別表第 1 に定める「事業計画の決定及び実施（重要なもの）」として、市長決裁により計画として決定します。

5 策定スケジュール

(表中の略号) [者]=障害者計画2016-2025 [福]=第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
 ●=障害者計画等策定委員会 ○=庁内決裁等

年度	月	作業の大枠	会議・決裁等	上位計画の策定スケジュール(予定)※			
				地域福祉計画	総合計画(基本)	総合計画(実施)	県第7次障害者計画
令和元年度	6月	策定方針	○策定方針決定				
	7月	策定委員会 立上げ					
	8月						
	9月						
	10月	アンケート準備	●第1回委員会 ・委員委嘱 ・策定方針の説明 ・現行計画の実績報告 ・基礎調査(アンケート・ヒアリング)実施方針の審議				
	11月		○基礎調査(アンケート・ヒアリング)実施内容決定				
	12月	アンケート実施					
	1月	アンケート分析・集計					
2月							
3月	ヒアリング実施						
令和2年度	4月	基礎調査報告書取りまとめ	○基礎調査結果報告 ([福]国基本指針の発出(見込))	(未確定)	素案作成	案作成	(未公表)
	5月	計画素案作成	●第2回委員会 ・基礎調査結果報告 ・[者]素案(第1～3、5章)の審議 ・[福]素案(第1～3、5章)の審議		素案決定		
	6月		([福]自立支援協への基礎調査結果報告)	上位計画の策定状況を注視し、適時に計画案に反映			
	7月		●第3回委員会 ・現行計画の実績報告 ・[者]素案(第4章)の審議				
	8月	パブリックコメント	●第4回委員会 ・[福]素案(第4章)の審議		案決定		
	9月						
	10月		●第5回委員会 ・[者][福]素案の確定 ・パブリックコメントの実施について		議決		
	11月						
	12月		([福]自立支援協への意見照会)			案決定	
	1月						
	2月	計画決定	●第6回委員会 ・パブリックコメントの反映 ・計画案決定、答申 ○計画決定 ○行政経営戦略会議 ・決定報告				
3月	製本・配布						

※国の障害者基本計画(現行期間H30～R4年度)は、策定期間が当分先であるため本表に掲載していない。